知財様式１（記載例）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

（機関名）〇〇大学
（部署・職名）
（氏名）
≪知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方の責任で通知して下さい≫

知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書

委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通知します。

１．本通知に係る委託研究の概要

事業名	プログラムマネージャーの育成・活躍推進プログラム
研究課題	「〇〇〇〇」に係る調査研究
研究題目	××××
研究担当者及び所属・職名 （研究実施当時）	科学　太郎　〇〇大学　光科学センター　教授

※　事業名、研究課題、研究題目等については契約書に記載されておりますので、そちらを参照の上記入してください。
（その際、読替規程を併せて参照してください）

※ 共同出願における共同出願人（登録の際は権利共有者）が同一研究課題に参画する複数研究機関（JST と委託研究契約を締結している研究機関に限る。）である場合、出願・登録時の本様式の提出は代表する一の機関（一の出願人）からの提出を可とします。その場合、必要な項目に併記し、一通にまとめて本通知書を提出してください。移転・放棄の場合はそれを行った権利者から提出してください。

２．対象となる知的財産権について

共通	通知内容（注１）	出願（注２）・登録・移転（注３）・放棄（注４）
	知的財産権の種類（注５）	特許権
	発明等の名称（注６）	〇〇〇の検出方法
	出願番号（注７）	特願 2025-001234(日本)　　特記事項: ☑あり　□なし
出願	出願国	
	出願日	
	出願人（注８）	
知財登録	登録国	
	権利者名（出願人）（注８）	
	登録番号	
	登録日	年　月　日
移転(注3)	移転日	年　月　日
	移転先の名称および住所（注９）	
放棄(注4)	放棄の種類	
	放棄の理由	
	放棄の法的期日	年　月　日

【250401】

	放棄（出願取り下げ） 予定日	年　月　日
特記 事項	原出願番号 特願 2018-009876（日本）	

※ 出願の場合は、出願番号、出願日、優先権主張番号、国等の委託研究の成果に係る出願である旨の記載を確認する書類（出願プルーフの願書等。明細書の写しは添付しないでください。）の写しを添付してください。
又、登録等の場合は、登録番号等を確認する書類（特許証等）の写しを添付してください。

3．本通知に係る特許関連経費を直接経費から支出した。　□はい　☑いいえ

（注意事項）

（注１）　知財出願、知財登録、移転、放棄から該当するものを選択してください。

（注２）　ＰＣＴ出願の場合は、出願時及び各国移行時に提出してください。各国移行時においては、「出願国」を「移行国」、「出願日」を「国際出願日および移行日」に読み替えて記載してください。

（注３）　事前申請により承認を受けている知的財産権の移転を通知する場合は、承認時（事前申請に対する JST の回答文書）における JST 文書登録番号を、特記事項に記載してください。また、当該知的財産権の移転が合併又は分割による移転及び委託研究契約知財条項第２条第１項第４号アからウに該当する移転の場合には、事前申請の例外となった根拠を特記事項に記載してください。なお、上記委託研究契約知財条項第２条第１項第４号アに規定する子会社又は親会社には会社法第２条第２号に規定する外国会社は含まれません。

（注４）　放棄の種類は、「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」、「出願取り下げ」、「拒絶承服」*、「異議承服」*、「無効承服」*、「却下」*、「消滅」*から該当するものを記載してください。
なお、第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請（知財様式３）及び通知（本知財様式）を行ってください。
*速やかに JST へ通知されることを前提に、事後の通知とすることができるものとします。

（注５）　種類については、委託研究契約知財条項第１条第１号において定義する知的財産権のうち、該当するものを記載してください。

（注６）　該当する①～⑤の事項を記載してください。
① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
③ 植物体の品種については、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
④ 著作権については、著作物の名称
⑤ ノウハウについては、ノウハウの名称

（注７）　番号については、特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権については出願番号（国名付記）を、回路配置利用権については登録番号を、著作権については登録番号又は管理番号を、出願前の知的財産権又はノウハウを使用する権利を移転した場合については管理番号を記載してください。なお、上記の「出願番号（国名付記）」が、優先権主張を伴う出願又は分割出願、海外特許出願等に係る出願番号であって、原出願番号と異なる場合は、特記事項ありにチェックを入れ、末尾の特記事項欄に原出願番号を記載してください。

（注８）　権利者名（出願人）が複数ある場合は、すべてを記載してください。

（注９）　移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。

※　国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願の場合、出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を記載する必要があります。
【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記載）】
平成／令和○○年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、○○事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第１７条の適用を受ける特許出願